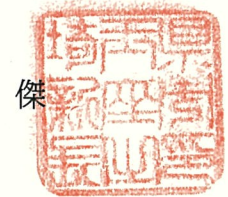


新座市告示第 132 号

新座市老人福祉センター条例（昭和63年新座市条例第13号）第10条に規定する福祉の里老人福祉センターの使用料の収納事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、指定公金事務取扱者として、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

新座市長 並 木



東京都練馬区豊玉上二丁目25番9号

帝国ビル管理協同組合

代表理事 石川 榮次